

静岡文化芸術大学授業料等の減免に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則（以下「学則」という。）第62条第2項及び静岡文化芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第51条第2項の規定に基づき、本学に在学する学生の授業料及び入学料(以下「授業料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象者)

第2条 学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、授業料等の納入が困難となった者とする。ただし、原則として別表に掲げる学業条件を満たす者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯と生計を一にしていると認められる者
- (2) 学資負担者が天災その他の災害により著しい損害を受けた者
- (3) 経済的に困難であると認められる者で、第1号以外のもの

(減免の方法)

第3条 授業料の減免は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該学期分ごとに承認するものとする。ただし、前条第3号によるものについては、2期を一括して承認する。

(減免の額及び期間)

第4条 授業料等の減免の額については、次の各号の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄の額とする。ただし、次の第1号の適用を受けることができる期間は、学部学生においては学則第17条、大学院生においては大学院学則第10条に規定する修業年限内とする。

(1) 授業料

区 分	減 免 額	
	学部学生	大学院生
第2条第1号に該当する者	全額 (8期を限度)	全額 (4期を限度)
第2条第2号に該当する者	全額又は半額 (2期を限度)	全額又は半額 (2期を限度)
第2条第3号に該当する者	3分の2又は半額 (8期を限度)	3分の2又は半額 (4期を限度)

(2) 入学料

区 分	減 免 額	
	学部学生	大学院生
第2条第1号に該当する者	半額	半額
第2条第2号に該当する者	全額または半額	全額または半額

(申請及び承認)

第5条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに学長を経由して理事長に申請しなければならない。

2 理事長は前項に規定する書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、授業料等免除承認・不承認決定通知書（様式第2号）を学長を経由して当該申請者に交付するものとする。

(取消等)

第6条 理事長は、前条第2項の規定により授業料等の減免の承認を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認の取消をすることができる。

(1) 授業料等減免申請書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為によって減免の承認を受けた場合

(2) 学則第48条又は大学院学則第39条の規定により懲戒の処分を受けた場合

(3) 授業料等の減免の事由に該当しなくなった場合

2 前項の取消を行った場合は、理事長はその理由を示して文書により当該取消を受けた者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の取消を受けた者からは、その取消に係る授業料等を徴収するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか授業料等の減免に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

別表

年次	平成26年度（2014）以前に入学した学生	平成27年度（2015）以降に入学した学生
1年次	基準なし	基準なし
2年次	1年次修了までに31単位以上を修得していること	1年次修了までに32単位以上を修得していること
3年次	2年次修了までに62単位以上を修得していること	2年次修了までに64単位以上を修得していること
4年次	3年次修了までに修得すべき必修科目を修得し、93単位以上修得していること	3年次修了までに修得すべき必修科目を修得し、96単位以上修得していること
大学院	1年次	基準なし
	2年次	1年次修了までに15単位以上を修得していること

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年5月11日から施行し、入学料にあつては平成23年度以降に入学する者並びに授業料にあつては平成23年度以降に在籍する学生及び大学院生に適用する。

附 則

この改正は、平成24年6月26日から施行し、平成24年度以降に在籍する学生及び大学院生に適用する。

附 則

この規程は、平成27年6月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

平成 年度 期分授業料等減免申請書

学籍番号

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 様

平成 年 月 日

下記の記載事項に相違ありませんので、保証人と連署のうえ、静岡文化芸術大学授業料等の減免に関する規程第5条第1項に基づき、平成 年度 期分授業料(入学科)の減免を申請します。

学部(研究科)

学科(専攻)

入学年度 平成

年度入学

フリガナ
本人氏名

印 本人住所

(自宅・下宿) ㊦

保証人

印 家族住所

(続柄:本人の)

(持家・借家・社宅・その他) ㊦

家族状況	続柄	氏名	年齢	現在の職業・勤務先名 (就学者は学校名)	主たる学資負担者との同・別居			
就学者・未就学者を除く家族	→主たる学資負担者記入欄							
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
就学者・未就学者	本人			所得: 有・無	同居・別居			
				所得: 有・無	同居・別居			
				所得: 有・無	同居・別居			
				所得: 有・無	同居・別居			
				所得: 有・無	同居・別居			
生活保護の状況		・生活保護の適用年月日 平成 年 月 日						
罹災の状況		・罹災年月日 平成 年 月 日 ・罹災の内容						
申請理由	----- ----- -----							
本人の1ヶ月当たりの平均生活費	収入	家庭から	円	支出	食費	円	書籍費	円
		アルバイト	円		住居費	円	実技用具費	円
		奨学金	円		交通費	円	学用品費	円
		定職	円		教養・娯楽費	円	授業料積立	円
		その他から	円		雑費	円	その他	円
	収入計	円		支出計	円			

(様式第2号)

承認

授業料減免

決定通知書

不承認

学部（研究科）

学科（専攻）

学籍番号

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度 期授業料の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

平成 年度 授業料の減免を 承認 する。
不承認

平成 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長